

2022年度中野区産業経済融資等の改正点について

1 目的

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による業況悪化に対応し、区内経済活性化を図るため

2 改正内容

(1) 中野区産業経済融資の改正

①貸付限度額の引上げ

次に挙げる資金について、貸付限度額を引上げる。

- ・事業資金 : 3,000万円 → 5,000万円
- ・事業活性化支援資金 : 1,500万円 → 3,000万円
- ・事業活性化支援資金(小口): 1,500万円 → 2,000万円

②「商店街出店者優遇」の対象資金の追加

本人負担率の利率優遇措置である「商店街出店者優遇」の対象資金に、事業資金及び小規模企業特例資金(中野小口)を追加する。

なお、「商店街出店者優遇」適用時の本人負担率は、次のとおり

- ・事業資金 : 0.8% (非適用時: 1.3%)
- ・小規模企業特例資金(中野小口): 0.4% (非適用時: 0.8%)

※2022年度にあっ旋を行った分については、上記本人負担率をそれぞれ0%とする。

(2) 中野区小規模事業者経営改善資金利子補給金の改正

①制度概要

ア 利子補給対象

小規模事業者経営改善資金(以下、「マル経融資」という。)の融資を受けた小規模事業者が、1月1日から12月31日までの期間に株式会社日本政策金融公庫に対して支払った利子

イ 利子補給期間

初回の利子支払日の属する月から起算して36か月

ウ 補助率

50%

②改正内容

2021年度に実施している上記補助率の引上げ（50%→100%）
について、実施期間を2024年度まで延長する。

（延長の理由）

2021年1月1日以降にマル経融資の融資実行を受けた小規模事
業者に対し、36か月の利子補給を行うため。

（3）産業経済融資の一部見直し

他事業との重複や利用状況を踏まえ、一部資金や優遇措置について見直
しを行う。

①商工団体共同資金、商工団体転貸資金の廃止

②環境関連優遇の廃止

(別紙) 2022年度中野区産業経済融資の種類とあつ旋内容

(_____ は変更か所)

資金の種類		貸付限度額	本人負担率	利子補給率	償還期間 (うち据置期間)	保証料 都補助	優遇 措置
一般融資	① 事業資金	5,000万円	1.3%以内	0.6%	7年以内 (6か月以内)	○	○
特別融資	② ICT・コンテンツ 事業者支援資金	3,000万円	0.4%以内	1.5%			
	③ ライフサポート 事業支援資金						
	④ 事業活性化 支援資金	3,000万円					

一般融資	⑤ 小規模企業 特例資金 (中野小口)	2,000万円	0.8%以内	1.1%	7年以内 (1年以内) ※手形貸付は1年以内 ※手形割引は6か月 以内	○	○
特別融資	⑥ ICT・コンテンツ 事業者支援資金 (小口)		0.4%以内	1.5%			
	⑦ ライフサポート 事業支援資金 (小口)						
	⑧ 事業活性化 支援資金 (小口)		2,000万円				

創業融資	⑨ 創業支援資金	2,000万円	0.2%以内	1.6%	7年以内 (1年以内)	○	○
------	----------	---------	--------	------	----------------	---	---

その他の融資	⑩ 災害特別資金	1,000万円	0.2%以内	1.6%	7年以内 (1年以内)	○	×
	⑪ 経営安定支援資金						

※取扱金融機関契約利率 1.9% (⑨~⑪は、1.8%)

商店街出店者優遇

(_____は追加か所)

資金の種類		本人負担率	利子補給率
①	事業資金	0.8%	1.1%
②	ICT・コンテンツ事業者支援資金	0.0%	1.9%
③	ライフサポート事業支援資金		
④	事業活性化支援資金		
⑤	小規模企業特例資金(中野小口)	0.4%	1.5%
⑥	ICT・コンテンツ事業者支援資金(小口)	0.0%	1.9%
⑦	ライフサポート事業支援資金(小口)		
⑧	事業活性化支援資金(小口)		
⑨	創業支援資金		1.8%

※2022年度にあっ旋を行った事業資金、小規模企業特例資金(中野小口)については、上記本人負担率をそれぞれ0%とする。

中野区小規模事業者経営改善資金利子補給金の改正

2021年度に実施している補助率の引上げ(50%→100%)について、実施期間を2024年度まで延長する。